



第9回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成29年12月21日（木曜日）午前10時

## 場所

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館  
ベルサール西新宿 1階 イベントホール

## 議案

第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 取締役に対するストックオプション  
報酬額及び内容決定の件

株式会社キャリア

証券コード：6198

## 株主のみなさまへ

株主のみなさまにも支えられ、本年度も順調に成長することができました。

一方で世の中では、東アジアの緊張など様々な不安の露呈を感じております。できることならば、不安より希望を多く感じられる世の中であってほしいと願っております。そのような世の中の一端を担えるよう、当社は今後も「高齢化社会の中で、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中」の実現に向け、今まで以上に既存事業の成長を促進させ、加えて変化する時代のニーズを受け止めるべく新たなチャレンジを促進してまいりたいと思っておりますので、今後とも応援いただければ幸いです。

取締役会長

かわしま いちろう  
川嶋 一郎

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第9期においては、企業の人手不足感の強まりや、アクティブシニアの労働力人口の増加を追い風に、4期連続の増収増益となり、過去最高益を更新いたしました。シニアワーク事業においては、西日本旅客鉄道株式会社との合併により株式会社JR西日本キャリアを設立し、シニアケア事業においては、株式会社カナミックネットワークとの業務提携契約を締結いたしました。今後もシニアに関わる様々な分野に取り組んで行くことで、シニアサービス市場の認知、拡大を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続き一層のご支援を宜しくお願いいたします。

代表取締役社長

みぞべ しょうた  
溝部 正太

## 目次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	25

監査報告	35
株主総会参考書類	38

証券コード 6198  
平成29年12月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
新宿住友ビル  
株式会社キャリア  
代表取締役社長 溝部 正太

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月20日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館 ベルサール西新宿 1階 イベントホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項  
報告事項 第9期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://careergift.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年10月1日から  
平成29年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、地政学的なリスクの高まりや海外における不安定な政治動向等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した平成29年8月の有効求人倍率が1.52倍と高水準の状態が継続していることに加え、総務省統計局が発表した平成29年8月の完全失業率の指数は2.8%と低水準に留まり、企業の人手不足感は一段と強まっております。

このような経済状況のもと、当社の特徴である「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の平成29年版高齢社会白書によりますと、当社で定義しておりますアクティブシニア（55歳以上の働く意欲のある人）の労働力人口（55歳以上）は、平成28年度の推計で1,946万人（前年対比1.9%増）、総労働力人口の29.2%を占めております。アクティブシニアの労働力人口は、年々増加傾向にあり、当社の事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、シニアワーク事業、シニアケア事業の積極拡大に努めてまいりました。

アクティブシニアの就労機会の創造を推進するシニアワーク事業では、事業領域の拡大により、平成29年1月に池袋支店の移転及び秋葉原支店を開設しました。また、シニア層の生きがい創出を目的として西日本旅客鉄道株式会社との合弁により株式会社J R西日本キャリアを設立し、平成29年9月1日付の労働者派遣事業許可および有料職業紹介事業許可の取得をもって、主にシニア人材を対象とした人材サービスをJ R西日本の鉄道営業エリアにて営業を開始しました。

また、主に介護施設に対して看護師及び介護士等の有資格者の人材派遣を行うシニアケア事業では、平成29年5月に中国地方の営業効率を強化させる目的で岡山支店を開設しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,097,357千円（前事業年度比22.7%増）、営業利益は536,779千円（同28.6%増）、経常利益は547,262千円（同31.0%増）、当期純利益は361,098千円（同37.0%増）となりました。

なお、当社は「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

#### (イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの分野でアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。官公庁の入札案件においても、シニアでも対応可能な業務の選定を行い、アクティブシニアの就業機会の拡大を図ってまいりました。

この結果、シニアワーク事業の売上高は3,424,350千円（前事業年度比22.5%増）となりました。

#### (ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。なお、介護士の人材派遣は積極的な施設の開拓により順調な拡大を図ってまいりました。

この結果、シニアケア事業の売上高は5,669,697千円（前事業年度比22.7%増）となりました。

### 事業別売上高

| 事業区分     | 第8期<br>(平成28年9月期)<br>(前事業年度) |       | 第9期<br>(平成29年9月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減  |       |
|----------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|-----------|-------|
|          | 金額                           | 構成比   | 金額                           | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| シニアワーク事業 | 2,795,432千円                  | 37.7% | 3,424,350千円                  | 37.6% | 628,918千円 | 22.5% |
| シニアケア事業  | 4,620,279                    | 62.3  | 5,669,697                    | 62.3  | 1,049,418 | 22.7  |
| その他      | —                            | —     | 3,308                        | 0.0   | 3,308     | —     |
| 合計       | 7,415,711                    | 100.0 | 9,097,357                    | 100.0 | 1,681,645 | 22.7  |

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資を中心に総額29,588千円の設備投資を実施しております。

主な投資としましては、基幹システムの開発費用（ソフトウェア仮勘定）として10,800千円、業務の効率化を目的としたソフトウェアとして4,550千円、新規出店や既存支店内の設備として8,991千円を実施しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、西日本旅客鉄道株式会社と当社の運営するシニアワーク事業の領域において、シニア層の生きがい創出を目的とする合弁会社、株式会社J R西日本キャリアを平成29年6月19日付で設立しました。なお、当社の持株比率は49%であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 6 期<br>(平成26年9月期) | 第 7 期<br>(平成27年9月期) | 第 8 期<br>(平成28年9月期) | 第 9 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年9月期) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | 4,465,234           | 5,795,154           | 7,415,711           | 9,097,357                      |
| 経 常 利 益 (千円)            | 201,341             | 293,232             | 417,799             | 547,262                        |
| 当 期 純 利 益 (千円)          | 127,794             | 192,275             | 263,656             | 361,098                        |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 31.95               | 48.07               | 64.60               | 84.25                          |
| 総 資 産 (千円)              | 1,150,251           | 1,642,047           | 1,977,147           | 2,285,339                      |
| 純 資 産 (千円)              | 330,335             | 522,611             | 1,023,117           | 1,121,833                      |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)     | 82.58               | 130.65              | 237.93              | 263.53                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を除く）に基づき算定しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
3. 当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、「高齢化社会型人材サービス」として、わが国の急速に進みゆく高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、様々な業界においてシニア人材が働ける就業機会を創造することを目指しております。そのため当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ① シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠し、若者を雇用する傾向であることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就業状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っております。

今後もクライアントに対し、シニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

#### ② 人材確保と育成

当社事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。新卒採用を含む積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築、魅力ある職場づくりなどが課題であると認識しております。

③ スタッフ募集の効率化

アクティブシニアの募集については、シニアのITリテラシー（ITを使いこなす能力）の向上に伴い、紙媒体に変わる自社WEBサイトの強化など、メディアによる募集の効率及び認知度の向上が当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

また、看護師や介護士の求職者の獲得競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。これに対して、自社サイトのユーザビリティ向上やコンテンツ強化などを推し進め、ブランドや認知度の向上が課題であると認識しております。

④ 経営管理体制の強化

当社は、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

⑤ 新規事業開発

当社の経営理念「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」を実現するためには、高齢化社会型人材サービスの強化とシニアへの新たなサービス開発が重要であると認識しております。



## (5) 主要な事業内容 (平成29年9月30日現在)

| 事業区分     | 区 分         | 就 労 場 所            | 業 務 内 容                         |
|----------|-------------|--------------------|---------------------------------|
| シニアワーク事業 | ビルメンテナンス    | オフィスビル、マンション、商業施設等 | 施設清掃、設備管理、通信系軽作業                |
|          | ベッドメイキング    | ホテル等               | 客室清掃、ベッドメイキング                   |
|          | オフィスワーク     | 官公庁、一般企業、コールセンター等  | データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター        |
|          | ロジスティックス    | 物流業、引越等            | 倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業 |
|          | 有 資 格 者 紹 介 | 建設業、一般企業等          | 施工管理、経理・監査等                     |

| 事業区分    | 就 労 場 所 | 主 な 登 録 有 資 格 者 |
|---------|---------|-----------------|
| シニアケア事業 | 入所介護型施設 | 看護師、准看護師、介護士    |
|         | 在宅介護型施設 |                 |
|         | 医療機関等   |                 |

(6) 主要な営業所（平成29年9月30日現在）

|   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 | 社 | 東京都新宿区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 支 | 店 | 札幌支店：北海道札幌市中央区<br>仙台支店：宮城県仙台市青葉区<br>大宮支店：埼玉県さいたま市大宮区<br>船橋支店：千葉県船橋市<br>池袋支店：東京都豊島区<br>秋葉原支店：東京都千代田区<br>新宿支店：東京都新宿区<br>立川支店：東京都立川市<br>横浜支店：神奈川県横浜市神奈川区<br>藤沢支店：神奈川県藤沢市<br>静岡支店：静岡県静岡市駿河区<br>名古屋支店：愛知県名古屋市中区<br>大阪支店：大阪府大阪市北区<br>京都支店：京都府京都市中京区<br>神戸支店：兵庫県神戸市中央区<br>三重支店：三重県津市<br>奈良支店：奈良県橿原市<br>岡山支店：岡山県岡山市北区<br>広島支店：広島県広島市中区<br>福岡支店：福岡県福岡市中央区<br>北九州支店：福岡県北九州市小倉北区<br>高知事務センター：高知県高知市 |

(7) 使用人の状況（平成29年9月30日現在）

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 163 (23) 名 | 6名減 (13) 名増 | 30.8歳 | 2.7年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、（ ）内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数（アルバイト含む）が増加した理由は、主に支店でのアルバイト採用が増加したことによるものです。

## (8) 主要な借入先の状況（平成29年9月30日現在）

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 53,352千円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年9月21日付で、株式会社カナミックネットワークとの間で、シニアケア事業の領域において業務提携契約を締結した事を発表いたしました。

## 2. 株式の状況（平成29年9月30日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,301,040株  |
| (3) 株主数      | 2,345名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                                                                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 川 嶋 一 郎                                                                                       | 2,140,260株 | 50.28%  |
| 溝 部 正 太                                                                                       | 473,120    | 11.11   |
| 蒲 原 翔 太                                                                                       | 332,120    | 7.80    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信 託 口)                                                               | 138,400    | 3.25    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信 託 口)                                                                 | 99,000     | 2.33    |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                                                               | 73,600     | 1.73    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>(証 券 投 資 信 託 口)                                                           | 47,900     | 1.13    |
| STATE STREET BANK AND<br>TRUST COMPANY 505019<br>(常任代理人香港上海銀行東京支店<br>カ ス ト デ ィ 業 務 部 )        | 41,800     | 0.98    |
| グローバル・タイガー・ファンド4号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合<br>無 限 責 任 組 合 員<br>グ ロー バ ル イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社 | 40,600     | 0.95    |
| 島 田 忠 信                                                                                       | 40,000     | 0.94    |

- (注) 1. 当社は、自己株式44,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。
2. 平成29年1月26日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は2,150,000株増加しております。なお、同時に株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、8,000,000株増加しております。
3. 平成29年6月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 44,100株 |
| 取得価格の総額      | 209,475千円    |
| 取得日          | 平成29年6月6日    |

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                       |                              | 第 3 回 新 株 予 約 権 ( 注 3 )            |                      |
|-------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 発 行 決 議 日                                             |                              | 平成26年9月8日                          |                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                                         |                              | 460個                               |                      |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数 ( 注 1 )        |                              | 普通株式 9,200株<br>(新株予約権1個につき20株)     |                      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                                   |                              | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                |                      |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 ( 注 1 ) |                              | 新株予約権1個当たり 10,000円<br>(1株当たり 500円) |                      |
| 権 利 行 使 期 間                                           |                              | 平成28年9月17日から<br>平成36年9月16日まで       |                      |
| 行 使 の 条 件                                             |                              | (注2)                               |                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                                      | 取 締 役<br>( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数        | 460個<br>9,200株<br>2名 |

- (注) 1. 平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、また、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、本新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
3. 第3回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権であります。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                   |
|----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 溝 部 正 太   |                                                                                                                           |
| 取締役会長    | 川 嶋 一 郎   | BH株式会社 代表取締役                                                                                                              |
| 取締役      | 蒲 原 翔 太   | 第二事業本部本部長                                                                                                                 |
| 取締役      | 高 見 澤 幸 治 | 管理本部長                                                                                                                     |
| 取締役      | 中 川 光 一 郎 | 第一事業本部本部長<br>株式会社JR西日本キャリア 代表取締役                                                                                          |
| 取締役      | 谷 間 真     | 株式会社バルニバービ 取締役<br>株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役<br>株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー<br>代表取締役<br>株式会社アクリート 取締役<br>株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 |
| 取締役      | 竹 澤 大 格   | 汐留総合法律事務所 所長                                                                                                              |
| 常勤監査役    | 吉 村 精 治   |                                                                                                                           |
| 監査役      | 谷 口 誠 治   | たにぐち総合会計事務所 所長<br>GMOメディア株式会社 社外監査役                                                                                       |
| 監査役      | 田 中 奉 文   | 株式会社TASC 代表取締役<br>株式会社アクリート 社外監査役                                                                                         |

- (注) 1. 取締役谷間真氏及び取締役竹澤大格氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役谷口誠治氏及び監査役田中奉文氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役谷口誠治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、社外取締役の谷間真氏、竹澤大格氏及び社外監査役の田中奉文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2) | 78,890千円<br>(7,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 10,860<br>(6,100)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(4) | 89,750<br>(13,300)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年12月3日開催の第7回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年9月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役及び監査役の報酬については、社内規程において決定する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査役については、監査役の協議にて決めております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分 | 氏 名     | 重要な兼職の状況                                                                                                                  | 当社との関係               |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 取締役 | 谷 間 真   | 株式会社バルニバービ 取締役<br>株式会社T-REVIVEコンサルティング<br>代表取締役<br>株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役<br>株式会社アクリート 取締役<br>株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 | 重要な取引及びその他の関係はありません。 |
| 取締役 | 竹 澤 大 格 | 汐留総合法律事務所 所長                                                                                                              | 重要な取引及びその他の関係はありません。 |
| 監査役 | 谷 口 誠 治 | たにぐち総合会計事務所 所長<br>GMOメディア株式会社 社外監査役                                                                                       | 重要な取引及びその他の関係はありません。 |
| 監査役 | 田 中 奉 文 | 株式会社TASC 代表取締役<br>株式会社アクリート 社外監査役                                                                                         | 重要な取引及びその他の関係はありません。 |



## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 出席状況及び発言状況                                                                                                                             |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 谷 間 真   | 当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                  |
| 取締役 | 竹 澤 大 格 | 当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。企業法務の実務経験が長く弁護士としての専門的見地から助言や提言を行っております。                                                      |
| 監査役 | 谷 口 誠 治 | 当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 田 中 奉 文 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、書面決議を10回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回に出席いたしました。適宜取締役と意見の交換や協議を行うとともに、豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。      |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)

③ 処分事由

- (イ) 他社の財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明したこと。  
(ロ) 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

(ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(ハ) 業務管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(ニ) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。

(ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

(ヘ) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
- (ロ) 取締役及び監査役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (ロ) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (ニ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- (ホ) 取締役会は、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (ロ) 内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものとする。
  - (ロ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- (イ) 監査役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (ロ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  - (ハ) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - (ロ) 監査役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (ハ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - (ニ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (イ) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
  - (ロ) 当社は、反社会的勢力に対して、管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制
- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会に報告する。
  - (ロ) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。
  - (ハ) 当社は、社外取締役及び社外監査役から構成される開示委員会を設置し、有価証券報告書等の法定開示書類に関し、適時開示すべき情報の正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、会社情報の開示に関する重要事項について、投資家保護の観点から資料の適正な開示や充実を図ることを目的に開示資料の事前審査・検証を行い、開示担当部署等の業務執行部門や取締役会等と連携する。
- ⑫ ITへの対応
- (イ) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
  - (ロ) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
  - (ハ) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
  - (ニ) 経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

### ② 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

### ③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役、常勤監査役、内部監査室長及び社長が指名する管理本部の各部署管理者を中心に構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

### ④ 開示委員会

当社では、社外取締役及び社外監査役から構成される開示委員会を設置しております。

当該委員会では、有価証券報告書等の法定開示書類に関し、適時開示をすべき情報の正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、会社情報の開示に関する重要事項について、投資家保護の観点から資料の適正な開示や充実を図ることを目的に、開示資料の事前審査・検証を行っております。開示担当部署等の業務執行部門や取締役会等とも連携し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一翼を担っております。



⑤ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、平成29年9月21日開催の取締役会において1株当たり7円50銭と決議しております。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,012,284</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,085,152</b> |
| 現金及び預金          | 982,903          | 1年内返済予定の長期借入金  | 19,992           |
| 売掛金             | 978,643          | 未払金            | 43,003           |
| 前払費用            | 22,494           | 未払費用           | 532,294          |
| 繰延税金資産          | 19,439           | 未払法人税等         | 119,867          |
| その他             | 10,565           | 未払消費税等         | 216,706          |
| 貸倒引当金           | △1,761           | 預り金            | 86,836           |
| <b>固定資産</b>     | <b>273,054</b>   | 前受金            | 2,436            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>53,353</b>    | 賞与引当金          | 31,740           |
| 建物              | 41,757           | 返金引当金          | 93               |
| 工具、器具及び備品       | 11,595           | その他の他          | 32,181           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>25,483</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>78,353</b>    |
| ソフトウェア          | 10,079           | 長期借入金          | 33,360           |
| ソフトウェア仮勘定       | 15,404           | 資産除去債務         | 44,993           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>194,217</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>1,163,505</b> |
| 関係会社株式          | 48,500           | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 差入保証金           | 126,961          | <b>株主資本</b>    | <b>1,121,833</b> |
| 破産更生債権等         | 5,157            | 資本金            | 154,810          |
| 長期前払費用          | 1,543            | 資本剰余金          | 134,810          |
| 繰延税金資産          | 7,769            | 資本準備金          | 134,810          |
| その他             | 9,443            | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,041,688</b> |
| 貸倒引当金           | △5,157           | 利益準備金          | 5,000            |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,285,339</b> | その他利益剰余金       | 1,036,688        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 1,036,688        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△209,475</b>  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,121,833</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,285,339</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年10月1日から  
平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,097,357 |
| 売 上 原 価                 | 7,026,804 |
| 売 上 総 利 益               | 2,070,552 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,533,773 |
| 営 業 利 益                 | 536,779   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 35        |
| 助 成 金 収 入               | 8,898     |
| 解 約 清 算 金               | 1,600     |
| そ の 他                   | 482       |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 488       |
| そ の 他                   | 43        |
| 経 常 利 益                 | 547,262   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 547,262   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 187,217   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,053    |
| 当 期 純 利 益               | 361,098   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年10月1日から)  
(平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

|             | 株 主 資 本 |           |              |           |                                     |                  |          | 純資産合計     |             |
|-------------|---------|-----------|--------------|-----------|-------------------------------------|------------------|----------|-----------|-------------|
|             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                                     |                  | 自 己 株 式  |           | 株 主 資 本 合 計 |
|             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |           |             |
| 当 期 首 残 高   | 154,550 | 134,550   | 134,550      | 5,000     | 729,017                             | 734,017          | -        | 1,023,117 | 1,023,117   |
| 当 期 変 動 額   |         |           |              |           |                                     |                  |          |           |             |
| 新株の発行       | 260     | 260       | 260          |           |                                     |                  |          | 520       | 520         |
| 剰余金の配当      |         |           |              |           | △53,427                             | △53,427          |          | △53,427   | △53,427     |
| 自己株式<br>の取得 |         |           |              |           |                                     |                  | △209,475 | △209,475  | △209,475    |
| 当期純利益       |         |           |              |           | 361,098                             | 361,098          |          | 361,098   | 361,098     |
| 当期変動額合計     | 260     | 260       | 260          | -         | 307,671                             | 307,671          | △209,475 | 98,716    | 98,716      |
| 当 期 末 残 高   | 154,810 | 134,810   | 134,810      | 5,000     | 1,036,688                           | 1,041,688        | △209,475 | 1,121,833 | 1,121,833   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越限度額 | 500,000千円 |
| 借入実行残高  | －千円       |
| 差引額     | 500,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 44,414千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 5,713千円

## 3. 損益計算書に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 関係会社との取引高  |         |
| 営業取引による取引高 | 3,308千円 |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総額

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加        | 減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|-----------|----|-----------|
| 普通株式（株） | 2,150,000 | 2,151,040 | －  | 4,301,040 |

(注) 当期増加株式数は、株式分割（1株につき2株の割合で分割）により2,150,000株、新株予約権の権利行使により1,040株を発行したことによるものであります。

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加     | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|--------|----|--------|
| 普通株式（株） | －       | 44,100 | －  | 44,100 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|--------------------|-------|----------|--------------|------------|-------------|
| 平成28年8月18日<br>取締役会 | 普通株式  | 32,250千円 | 15円00銭       | 平成28年9月30日 | 平成28年12月28日 |
| 平成29年2月16日<br>取締役会 | 普通株式  | 21,500千円 | 10円00銭       | 平成29年3月31日 | 平成29年6月5日   |

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|--------------------|-------|----------|--------------|------------|-------------|
| 平成29年9月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 31,927千円 | 7円50銭        | 平成29年9月30日 | 平成29年12月22日 |

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 13,200株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|            |          |
|------------|----------|
| 未払事業税      | 5,127千円  |
| 未払事業所税     | 2,632千円  |
| 賞与引当金      | 9,795千円  |
| 減価償却超過額    | 6,183千円  |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 2,122千円  |
| 資産除去債務     | 13,776千円 |
| その他        | 984千円    |

繰延税金資産合計 40,623千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 13,414千円

繰延税金負債合計 13,414千円

繰延税金資産の純額 27,208千円



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### a. 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### b. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

#### c. 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

( (注2) を参照ください。 )

|               | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 982,903千円 | 982,903千円 | －千円    |
| (2) 売掛金       | 978,643   | 978,643   | －      |
| (3) 差入保証金     | 126,961   | 124,633   | △2,328 |
| 資産計           | 2,088,509 | 2,086,180 | △2,328 |
| (1) 未払費用      | 532,294   | 532,294   | －      |
| (2) 未払法人税等    | 119,867   | 119,867   | －      |
| (3) 未払消費税等    | 216,706   | 216,706   | －      |
| (4) 長期借入金 (※) | 53,352    | 53,352    | －      |
| 負債計           | 922,220   | 922,220   | －      |

(※) 上表の金額には、1年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1)未払費用、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金は、その全てが変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(平成29年9月30日) |
|--------|-----------------------|
| 関係会社株式 | 48,500千円              |

(注) 関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類       | 会社等の名称<br>又は氏名            | 所在地              | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は<br>職業 | 議決権<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当<br>事者との<br>関係 | 取引の<br>内容                                           | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目  | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----------|---------------------------|------------------|--------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|------------------|-----|------------------|
| 関係<br>会社 | 株式会<br>社JR西<br>日本キ<br>ャリア | 大阪府<br>大阪市<br>北区 | 49,500                   | 人材<br>派遣              | (所有)<br>直接<br>49.0%       | 役員<br>の<br>兼任     | 経理及<br>び採<br>用<br>の<br>委<br>託<br>等<br>(注1)          | 3,308            | 売掛金 | 3,573            |
|          |                           |                  |                          |                       |                           |                   | 本<br>社<br>支<br>店<br>開<br>設<br>等<br>の<br>立<br>替<br>え | 13,765           | 立替金 | 2,139            |
|          |                           |                  |                          |                       |                           |                   | 関<br>係<br>会<br>社<br>の<br>取<br>得<br>(注2)             | 48,500           | —   | —                |

- (注) 1. 株式会社JR西日本キャリアへの業務委託については、業務遂行に必要な費用を算定し、同社と協議の上、締結しております。
2. 合弁契約に基づき対価を決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 263円53銭
- (2) 1株当たり当期純利益 84円25銭

(注) 平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月15日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 治 博 之 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梶 井 康 貴 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が執行した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

特記すべき重要な後発事象は認められません。

平成29年11月21日

株式会社キャリア 監査役会

常勤監査役 吉 村 精 治 ⑩

社外監査役 谷 口 誠 治 ⑩

社外監査役 田 中 奉 文 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                  | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | かわ し ま い ち ろ う<br>川 嶋 一 郎<br>(昭和53年7月12日) | 平成13年2月 株式会社ザッパラス入社<br>平成19年10月 BH株式会社設立 代表取締役(現任)<br>平成20年5月 株式会社PINK設立 代表取締役<br>平成21年3月 株式会社POINTDAKARA 代表取締役<br>平成21年4月 当社設立 代表取締役<br>平成21年12月 株式会社POINTDAKARA 取締役(現任)<br>平成23年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役<br>平成23年10月 当社代表取締役会長<br>平成23年12月 プラスハチイチ株式会社 代表取締役<br>平成23年12月 株式会社アプリプラス設立 取締役<br>平成24年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役<br>平成25年9月 当社取締役会長(現任) | 2,140,260株        |
| 2         | みぞ べ し ょ う た<br>溝 部 正 太<br>(昭和56年3月11日)   | 平成15年4月 株式会社アサンテ入社<br>平成15年9月 株式会社ソア入社<br>平成16年8月 株式会社グッドウィル入社<br>平成20年7月 株式会社キャリアマート入社<br>平成21年4月 同社取締役<br>平成21年10月 当社入社<br>平成21年12月 当社取締役<br>平成22年6月 BH株式会社 取締役<br>平成23年8月 株式会社アズスタッフ 取締役<br>平成23年10月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成23年12月 プラスハチイチ株式会社 取締役<br>平成24年10月 株式会社BUY THE WAY 代表取締役<br>平成26年4月 当社事業本部長                                          | 473,120株          |



| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | かんばらしょうた<br>蒲原翔太<br>(昭和59年11月28日)    | 平成21年4月 株式会社キャリアマート入社<br>平成21年10月 当社入社<br>平成23年10月 当社メディカル事業部長<br>平成24年10月 当社執行役員<br>平成25年10月 当社取締役(現任)<br>平成26年4月 当社事業本部副本部長<br>兼シニアケア事業部長<br>平成29年4月 当社第二事業本部本部長(現任)                                                                                                           | 332,120株   |
| 4         | たかみざわこうじ<br>高見澤幸治<br>(昭和50年3月12日)    | 平成8年4月 ダイヤモンドホーム株式会社入社<br>平成11年2月 株式会社タビックスジャパン入社<br>平成13年12月 株式会社ザッパラス入社<br>平成17年3月 株式会社エムシー研究所入社<br>平成23年7月 BH株式会社入社<br>平成25年10月 当社入社<br>平成26年3月 当社執行役員<br>平成26年4月 当社管理本部長(現任)<br>平成27年12月 当社取締役(現任)                                                                           | 24,000株    |
| 5         | なかがわこういちろう<br>中川光一郎<br>(昭和49年10月18日) | 平成11年4月 グッドウィル・グループ株式会社入社<br>平成16年8月 株式会社グッドウィルへ転籍<br>平成20年10月 株式会社オープンループ入社<br>平成22年12月 AIU損害保険株式会社入社<br>平成25年1月 いずみ保険サービス株式会社入社<br>平成26年7月 当社入社 執行役員 事業本部副本部長<br>平成26年10月 当社シニアワーク事業部長<br>平成27年12月 当社取締役(現任)<br>平成29年4月 当社第一事業本部本部長(現任)<br>平成29年6月 株式会社JR西日本キャリア 代表取締役<br>(現任) | 6,000株     |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | たに ま まこと<br>谷 間 真<br>(昭和46年10月6日) | <p>平成9年1月 公認会計士谷間真事務所開業</p> <p>平成11年5月 株式会社ディー・ブレイン関西 代表取締役</p> <p>平成14年7月 株式会社ザッパラス 監査役</p> <p>平成14年8月 株式会社プロ・クエスト 代表取締役</p> <p>平成16年10月 株式会社バルニバービ 取締役(現任)</p> <p>平成16年11月 株式会社関門海 取締役</p> <p>平成17年7月 株式会社ザッパラス 取締役</p> <p>平成19年4月 株式会社関門海 代表取締役</p> <p>平成24年2月 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役(現任)</p> <p>平成25年3月 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役(現任)</p> <p>平成25年10月 当社社外監査役</p> <p>平成25年11月 株式会社セントリス・アジアマーケティング 代表取締役</p> <p>平成26年5月 株式会社アクリート 取締役(現任)</p> <p>平成26年7月 株式会社ザッパラス 監査役</p> <p>平成27年3月 株式会社WCS 社外取締役(現任)</p> <p>平成27年6月 ファブスコ株式会社 監査役(現任)</p> <p>平成27年7月 株式会社大都 監査役(現任)</p> <p>平成27年12月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成27年12月 株式会社日本医療機器開発機構 監査役(現任)</p> <p>平成28年7月 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社 監査役(現任)</p> <p>平成29年3月 株式会社FREEMIND 取締役(現任)</p> <p>平成29年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員(現任)</p> | —              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | たけざわ だいかく<br>竹澤大格<br>(昭和43年1月29日) | 平成5年4月 弁護士登録 松嶋・寺澤法律事務所入所<br>平成9年9月 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所(米国ニューヨーク州ニューヨーク市)入所<br>平成10年4月 ニューヨーク州弁護士登録<br>平成26年12月 汐留総合法律事務所開設<br>同事務所所長(現任)<br>平成28年3月 当社社外取締役(現任) | —          |

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 谷間真氏及び竹澤大格氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 谷間真氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、会計の専門家として、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (2) 竹澤大格氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見を有しており、当社の経営及び監査に生かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。同氏は、企業法務の実務経験が長く、企業法務部門への駐在の経験もあり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 谷間真氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役又は監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
6. 竹澤大格氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年10ヶ月となります。
7. 当社は、谷間真氏及び竹澤大格氏との間で会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、谷間真氏及び竹澤大格氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、谷間真氏及び竹澤大格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、年額50,000千円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、当該報酬につきましては、平成27年12月3日開催の第7回定時株主総会においてご承認いただきました年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の役員報酬とは別枠となります。

### （ストックオプションとして付与する新株予約権の内容）

#### （1）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数を変更することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

#### （2）新株予約権の総数

300個を、各事業年に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は100株とし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。

#### （3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、当該新株予約権発行の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、当社が新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合併等の条件を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### (4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日から8年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

#### (5) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ②その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### (7) 新株予約権その他の内容

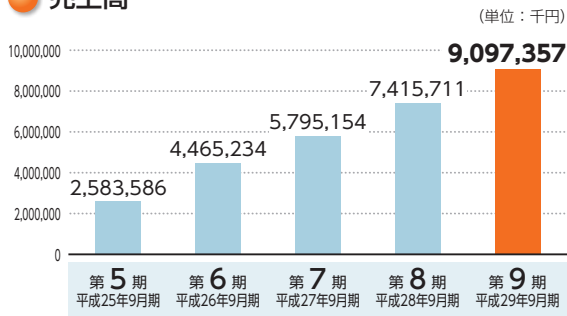
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

なお、当社は、本ストックオプションとは別に、当期の業績予想の達成に向けた「業績目標コミットメント型ストックオプション」として、有償ストックオプションを発行する予定です。有償ストックオプションは、特に有利な条件ではなく公正価額にて有償で発行するものですので、当社取締役会決議により実施いたします。

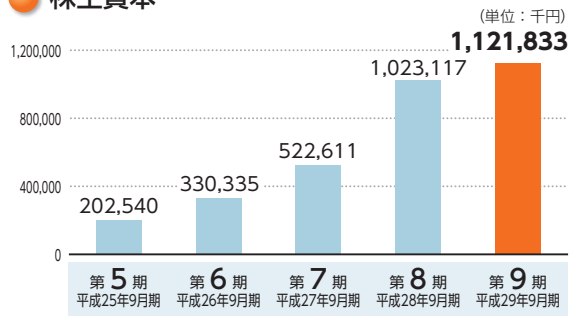
以上



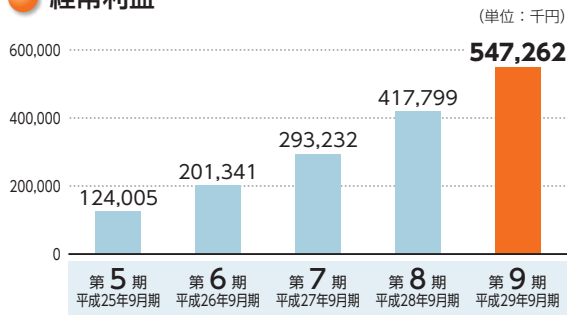
## 売上高



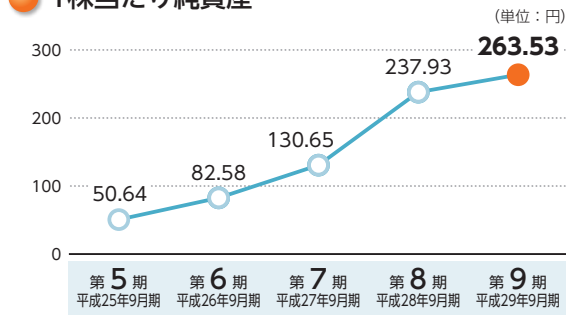
## 株主資本



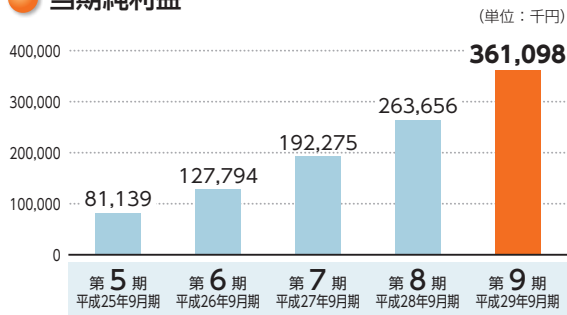
## 経常利益



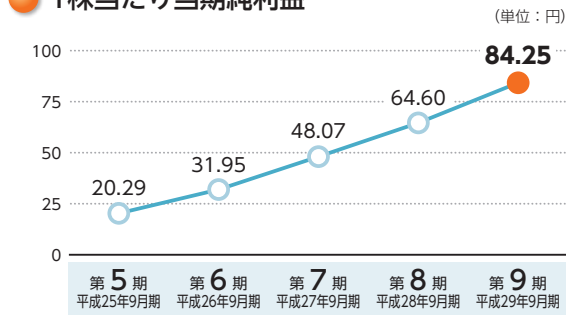
## 1株当たり純資産



## 当期純利益



## 1株当たり当期純利益



(注) 当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館  
ベルサール西新宿 1階 イベントホール  
TEL 03-3320-2611



|           |          |                          |
|-----------|----------|--------------------------|
| 交通 「都庁前駅」 | A 5 出口より | 徒歩約 4 分 (大江戸線)           |
| 「西新宿五丁目駅」 | A 2 出口より | 徒歩約 6 分 (大江戸線)           |
| 「西新宿駅」    | 2 番出口より  | 徒歩約 12 分 (丸ノ内線)          |
| 「新宿駅」     | 西口より     | 徒歩約 15 分 (JR 線・小田急線・京王線) |